

## 南小国町職員の懲戒処分について

下記のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

### 【事件の概要】

本町公用車の1台の車検が満了していたにもかかわらず、これに気づかず複数回公務に使用していました。

#### (1) 事実が判明した経緯

令和7年7月7日午前9時15分頃、建設課所管の公用車で職員2名が現場に向かっていたところ、軽自動車と接触する物損事故が発生しました。

この事故処理の際、当該事故車両の車検が満了していることが判明しました。

#### (2) 車検切れ期間の車両使用状況等

車検切れ期間	令和7年6月27日～7月7日(11日間)
使用日数	6日(7回)
運転人数	3名
走行距離	340km

### 【処分の内容】

被処分者

	処分年月日	所属	役職	懲戒処分内容
被処分者1	令和7年9月29日	建設課	課長	戒告
被処分者2	令和7年9月29日	建設課	係長	戒告

被処分者1は、町公用車管理規程による車両管理者でありながら「公用車の適正管理」を怠ったため、地方公務員法第29条第1項第2号に該当するものとして戒告しました。

被処分者2は、町公用車管理規程による運転者の責務である「公用車の点検」を係長として率先して行うべき立場にありながらこれを怠り、複数回車両を運転したため、地方公務員法第29条第1項第2号に該当するものとして戒告しました。

※その他当該公用車の管理及び運行に関係した3名の職員に対し、懲戒処分には至らないものの職員資質の向上と反省を促すため、訓告としました。